

町政を問う！



松井 岑雄 議員

空き家の解体について

問 倒壊の危険等がある「特定空き家」に関して空き家の持ち主

が、解体に踏み切れない、理由として複雑な行政窓口への訪問や電話、電気などの事業者への連絡といった煩雑な手続きの間と多額な費用の工面を挙げている。解決策として町主導による「空き家何でも相談ワンストップ窓口」の設置をしては如何か。



すぐに住めそうな空き家



長年放置されている空き家



庫や定金利の「解体ローン」を去年7月より始めたことを受け、他の金融機関へも、同様のローン実施を働きかけるようお願いする。

答 本町では、平成25年より施行しており、自治会や近所の皆様のご尽力により空き家の所有者や管理者に適正な管理や有効活用を要請する等、解決に努めていただいている。

各総合支所を窓口として実施しているのでお気軽にご相談を。

問 財産放棄したい申し出について対応はどのように考慮されるのか。

現況、三代、四代もの資産を受けついで名義変更もしないまま、固定資産税を支払い続けており、ご本人は都会での生活がされ、すでに別財産を取得し、故郷に帰られる予定もなく、先

代達の上承もとるすべもないために財産放棄したい旨の申し受けることが多々ある。

私共には、国の法律を変える以外にはどうしようもない。

現在、固定資産税を支払っている方々に親戚、縁者の同意を得ながら自動的にできるようシステム化する必要が待たれる。

大島特有の特区制度開設以外に何ら解決法はないと考えている。皆んなで今後を考えていきたい。